処分基準

令和５年４月１日作成

法　令　名	：道路交通法（５－８）
根 拠 条 項	：第６６条の２第１項
処 分 概 要	：過労運転車両に係る指示
原権者（委任先）	：千葉県公安委員会
法令の定め：	
処 分 基 準 ：	「過労運転を防止するため必要な運行の管理を行っていると認められないとき」とは、車両の使用者として通常行うべき運行の管理を十分に行っていないため、その結果としてその車両について過労運転が行われたと認められる場合であり、具体的には、 ・　同一の車両について過労運転が繰り返されたような場合 ・　同一の使用者の使用する複数の車両につき過労運転が行われている場合 ・　使用者が過労運転を誘発するような行為をしていた場合 などである。
問い合わせ先：	交通部交通指導課　電話０４３－２０１－０１１０
備　　考：	